

令和6年度

広域農業基盤整備管理調査

庄内あさひ地区事後評価調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

広域農業基盤整備管理調査庄内あさひ地区事後評価調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、直轄地すべり対策事業「庄内あさひ地区」の事後評価のため、アンケート調査を実施し、費用対効果の分析を行うとともに、評価結果(案)及び基礎資料(案)を作成するものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は山形県鶴岡市地内で、別紙1及び別紙2の位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 資料の検討 | 1式 |
| (2) 現地調査 | 1式 |
| (3) アンケート調査 | 1式 |
| (4) 費用対効果の分析 | 1式 |
| (5) 評価結果(案)及び基礎資料(案)等の作成 | 1式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1－10条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

設計の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改定)年月
1	新たな土地改良の効果算定マニュアル	農林水産省農村振興局整備部(監修)	令和5年4月

(作業条件)

第2－2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及

び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。

- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(貸与資料)

第2-3条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
七五三掛地区地すべり防止工事変更基本計画書	1部
七五三掛地区地すべり防止工事変更基本計画書変更概要	1部
七五三掛地区地すべり防止工事変更基本計画書 補足説明資料等	1部
農林水産省直轄地すべり対策事業庄内あさひ 事業誌	1部
直轄地すべり対策事業事後評価調査結果報告書「神石高原地区」、「長野西部地区」、「笹ヶ峰地区」、「板倉地区」	1部
庄内あさひ地区実施計画書	1部
庄内あさひ地区事業成績書	1部
庄内あさひ地区費用対効果算定資料	1部

(貸与資料の取扱い)

第2-4条

第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

なお、総便益の算定に係る資料の貸与は、監督職員が別途指示する。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙3作業項目内訳表（作業実施欄）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	作業数量	備 考
1. 資料の検討	1式	
2. 現地調査	1式	
3. アンケート調査	1式	
4. 費用対効果の分析	1式	
5. 評価結果（案）及び基礎資料（案）等の作成	1式	
6. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 報告書の取りまとめにあたっては、作業項目毎に作業内容等の要約版を作成するものとする。

第4章 業務管理

(業務管理)

第4-1条

情報共有システムの活用については、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（アンケート調査票作成段階）
第3回	中間打合せ（費用対効果の分析段階）
第4回	中間打合せ（評価結果（案）等の原案作成段階）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
東北農政局農村振興部土地改良管理課

第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第7-1条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の調査検討方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに担当課長、主任監督員(主催)、監督員、関係者が、調査検討方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図る。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①前提条件、調査検討条件、経済効果分析条件等
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他：関係機関との調整等

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第8章 契約変更

(契約変更)

第8-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

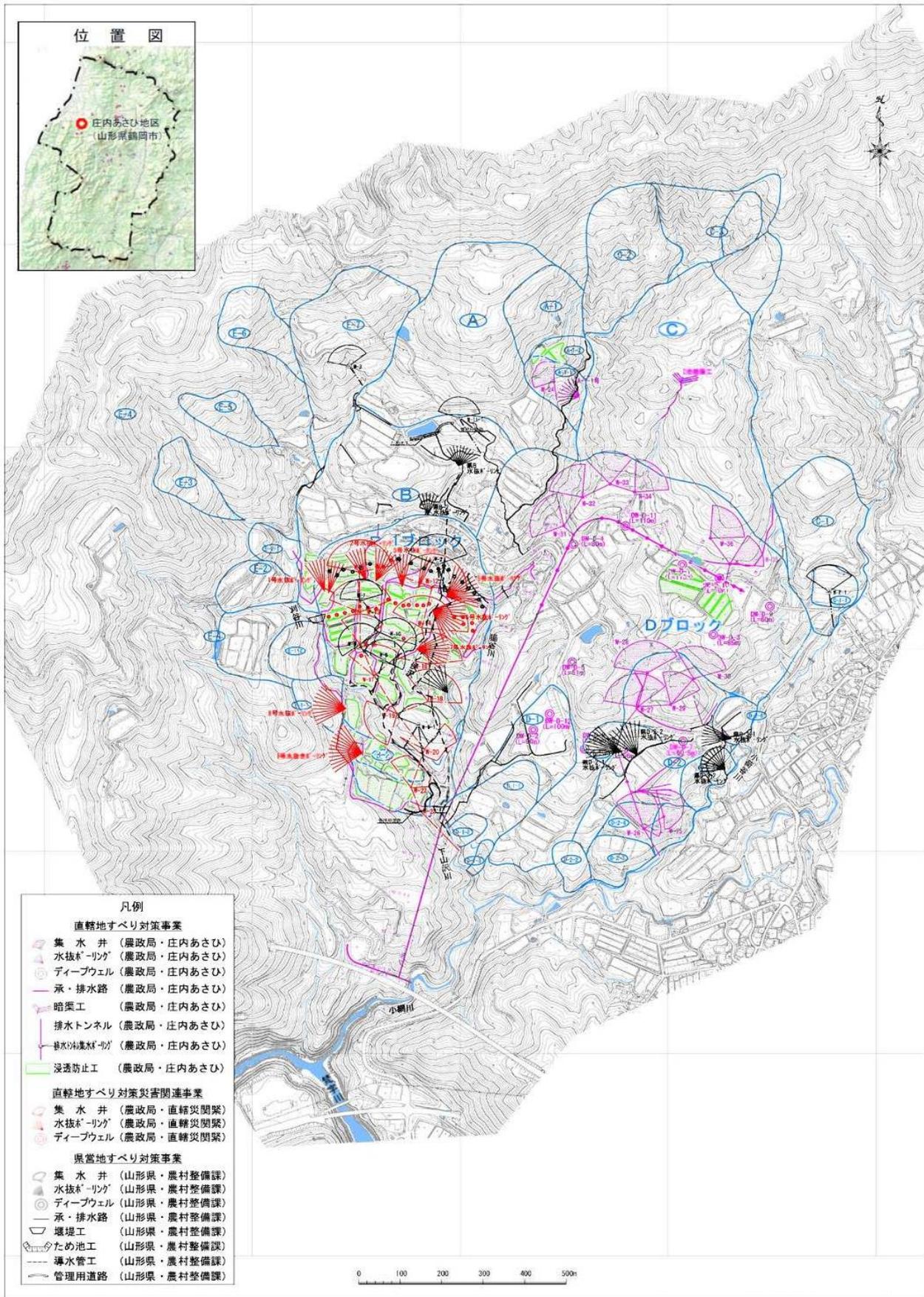
- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「業務管理」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 第7-1条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合
- (6) 履行期間に変更が生じた場合
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (8) その他

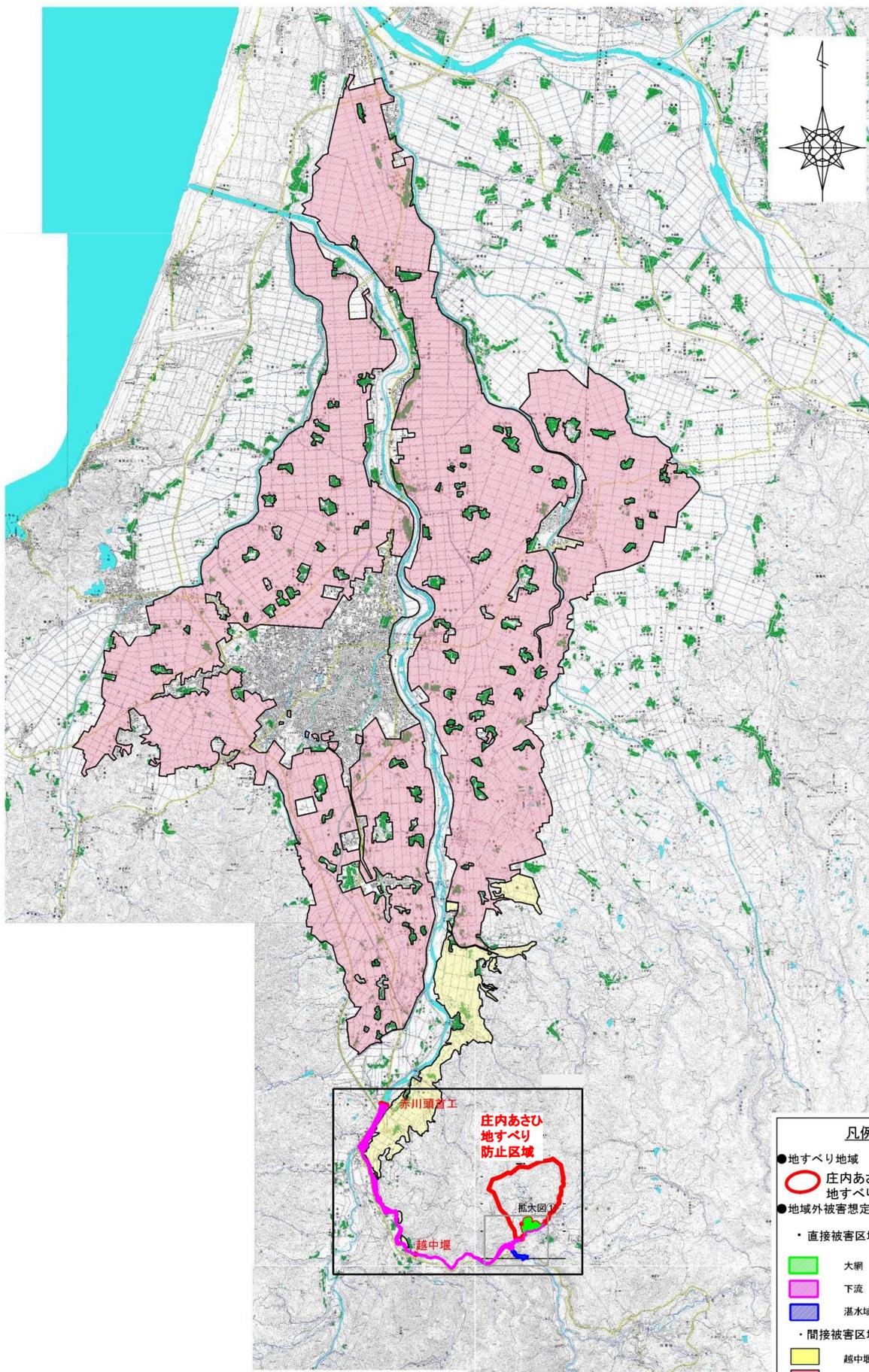
第9章 定めなき事項

(定めなき事項)

第9-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。





1:100,000

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10(km)

別紙 3

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討		
1-1 資料の収集	評価のための資料について山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内赤川土地改良区及び因幡堰土地改良区等から収集し、貸与資料を整理、把握する。	○
1-2 資料の検討	収集した資料について、統計データ、農林業センサス等の統計整理は受益地を含む集落単位を基本とし整理、把握を行う。	○
2. 現地調査		
2-1 造成施設状況調査	事業において造成した施設の状況を写真等により記録する。	○
2-2 営農状況把握調査	地区内農地に作付けされている作物の把握を行う。	○
3. アンケート調査		
3-1 営農状況・生活環境調査票の作成	対象区域に関連する農家・地域住民に対して、当該事業による事業効果の発現状況、事業実施前後の営農状況、生活環境の変化等を把握するためのアンケート調査票の作成を行う。調査票の作成にあたっては、発注者が提供する例を基に作成するものとする。	○
3-2 営農状況・生活環境調査票の配布・回収	3-1 で作成した調査票を出力し、配布・回収する。なお、配布・回収方法は郵送とし、配布数は農家・地域住民の 62 世帯を基本とする。	○
3-3 集計・分析	3-2 で回収したアンケートを集計し、分析する。	○
4. 費用対効果の分析		
4-1 総費用の算定	当該事業及び関連事業の事業費を整理し、総費用を算定する。	○
4-2 総便益の算定	1-1 で収集した基礎諸元（作付面積、単収、生産物単価等）を基に、以下の項目について総便益の算定を行う。 （1）農業資産被害軽減効果 （2）農作物の被害軽減効果 （3）一般資産被害軽減効果 （4）公共施設等被害軽減効果 （5）その他、事業の実施により発現していると考えられる効果	○
4-3 総費用総便益比の算定	4-1、4-2 で算定した総費用及び総便益を基に、総費用総便益比の算定を行う。	○
5. 評価結果（案）及び基礎資料（案）等の作成		
5-1 基礎資料（案）等の作成	貸与資料及びアンケート調査から、本地区の効果発現状況や今後の課題等について明らかにするとともに、課題に対する改善策を取りまとめ、「基礎資料（案）」を作成する。また、総費用総便益比の算定結果から「事業の効用に関する説明資料（案）」を作成する。	○
5-2 評価結果（案）の作成	5-1 で作成した「基礎資料（案）」を基に「評価結果（案）」及び事業概要図を作成する。	○
6. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○